

デジタル時代における仮想世界／現実世界のガバナンス

代表研究者 成原 慧 九州大学法学研究院 准教授

1 はじめに

今日では、デジタル化の進展とともに、プラットフォーム事業者がソーシャルメディアやメタバースのような仮想世界を設計し、人々のコミュニケーションや経済活動の基盤として大きな影響を及ぼすようになっている。また、IoT（モノのインターネット）やAR（拡張現実）などの発展により、仮想世界と現実世界の連携・融合が進展し、CPS（サイバーフィジカルシステム）が形成されるようになっている。CPSの発展に伴い、仮想世界が、現実世界とは別の閉じた世界に留まらず、現実世界と密接に結びつくようになると、仮想世界のあり方は現実世界のあり方を大きく左右するようになるだろう。このような中で、近年、ソーシャルメディアによる利用者の投稿したコンテンツのモデレーション（監視・管理）など、プラットフォーム事業者による仮想世界のガバナンスのあり方について国際的に議論が広がり、各国で規範形成も進んでいる。他方で、これまで現実世界は各国の政府によりガバナンスが行われてきたところ、仮想世界と現実世界の連携・融合の進展により、プラットフォーム事業者等による仮想世界のガバナンスと各国の政府等による現実世界のガバナンスとの調整・連携のあり方も重要な課題となっている。

そこで、本研究では、主要なプラットフォーム事業者の母国であり、仮想世界の自由を最大限尊重してきた米国、現実世界による仮想世界のガバナンスを強化する欧州、そして両者の狭間にある我が国の関連する法制度、判例、自主規制、学説を比較検討することにより、デジタル時代における仮想世界／現実世界のガバナンスのあり方を探求する。本研究では、デジタル化の進展とともに喫緊の課題となっている仮想世界のガバナンスと現実世界のガバナンスとの調整・連携のための指針と制度設計の枠組みを示すことを目指す。

本研究は、デジタル時代における仮想世界／現実世界のガバナンスのあり方について総合的・学際的な研究を行う点、そのために日米欧の法制度、判例、自主規制、学説等を対象に広範な比較法的研究を行う点、法的規制のみならず、プラットフォーム事業者による自主規制やアーキテクチャによる規制にも着目して研究を行う点に、特色を見いだすことできる。本研究を通じて、デジタル時代における仮想世界／現実世界のガバナンスの課題を解明し、2つの世界の価値を調整・統合するための制度設計の枠組みと指針を提示することにより、電気通信事業法の改正やプラットフォーム規制の立法など、今後の我が国の情報通信法制を設計する上での知的基盤を構築することができたものと思われる。

2 アメリカ合衆国における仮想世界／現実世界のガバナンス

2-1 総論

筆者は、米国のハーバード・イェンチン研究所に滞在し、ハーバード大学において、米国の代表的なインターネット法・AI法研究者であるJonathan Zittrain教授の協力と助言を得つつ、デジタル時代における仮想世界／現実世界のガバナンスのあり方について、2つの世界を結びつける場であるプラットフォームのガバナンスをめぐる問題に焦点を当てて研究を行った。

2-2 アメリカ合衆国におけるプラットフォーム・ガバナンス¹

滞在中、筆者はロースクールや哲学科の講義を聴講しつつ、学内外の有識者の講演会やアジア各国から来ているHYIの同僚のランチトークなど、デジタル社会に関するさまざまな議論に参加した。筆者自身、日本のプラットフォームガバナンスを題材に報告を行った²。

¹ 本節は、成原慧「プラットフォームをめぐる闘争——とある情報法研究者のアメリカ滞在記」Webゲロン（2024年11月25日）を元にしてしている。

² Satoshi Narihara, Digital Platform Governance after the Pandemic and Other Crises: From a Japanese Perspective (March 7, 2024), <https://www.harvard-yenching.org/events/platform-governance-after-the-pandemic-and-other-crises-from-a-japanese-perspective/>

アメリカの研究者や法律家の話を聞いていて印象に残ったのが、彼ら・彼女らの多くが、自国の抱える問題を率直に認め、自国を相対化しているように見えたことだ³。アメリカが世界の中でも例外的な姿勢をとっていることを認め、ときにアメリカ法が抱える問題を批判する法学者も少なくなかった。

伝統的にアメリカの知識人や法律家は、連邦議会に言論や出版の自由を侵す法律の制定を禁じた、合衆国憲法修正1条による言論の自由の強力な保障を誇りにしてきた。

修正1条による言論の自由の保障は、「思想の自由市場」という表現で説明されることが多い。すなわち、言論は、誤っているようにみえるものであったとしても、政府による規制は控え、民間における言論間の対抗や自由競争により淘汰・是正していくべきだと考えられてきたのである。

しかし最近になって、むしろ修正1条がAIやデジタルプラットフォーム分野での必要な規制を妨げていると批判する法学者や法律家も増えている。フェイクニュースやヘイトスピーチが引き起こす社会問題によって、これまで言論の自由を擁護してきたリベラル派の知識人の間でさえ、強すぎる言論の自由の保障によって必要な規制が妨げられているのではないかという問題意識が広がっているのである⁴。

もちろん、今日のアメリカでも国家（連邦政府、州）からの自由を重視して、政府による規制を批判・警戒する知識人や法律家、市民は依然として少なくない。しかし、従来のアメリカ型の「思想の自由市場」モデルへの評価は自明なものではなくなっており、個人の権利・自由を重視するリベラル派の内部でも論争が生じていることは確かだろう。

近年のアメリカでは、フェイクニュースやヘイトスピーチ、また利用者のデータの悪用など、デジタルプラットフォームをめぐる問題が噴出している。それにもかかわらず、EU（欧州連合）や他国の政府と比べて、アメリカ政府はAIやプラットフォーム規制の分野で必要な立法をほとんど行っていないとこぼす法学者もいた。アメリカの法学者や実務家の議論でも、EUの立法や議論、カナダなど外国の判例が参照されることが少なくなかった。また、アメリカの中でも、カリフォルニア州など先進的な州法による実験や試行錯誤は注目されることが多かった。

それに対して、連邦政府や連邦議会の動きの遅さや政治的分断による身動きのとれなさを嘆く声や、連邦政府や州政府による実験的な規制を押し留めようとする保守化した連邦最高裁の姿勢を批判する声はよく聞かれた。実際、政治的立場の違いを超えて広く見直しが必要だと説かれている通信品位法230条（この法律によりプラットフォーム事業者は利用者の発信したコンテンツについての責任を免除されている）の改正や連邦レベルでの個人データ保護法の制定さえ、いまだに実現していないのである。法学者からは、競争法や消費者法といった既存の法制度を活用してプラットフォーム規制に取り組むリナ・カーンの率いる連邦取引委員会（FTC）に期待する声も多く聞かれた。

こうした中で全米の注目を集めていたのが、ソーシャルメディアによる「検閲」を規制する州法の合憲性が争われた「NetChoice事件」である。筆者も、2024年2月末にワシントンDCに出張し、連邦最高裁でこの事件の弁論を傍聴した。

連邦制をとるアメリカでは、それぞれの州が独自の法律を制定できる。しかし、その内容が合衆国憲法に抵触する場合は、連邦裁判所によって合憲性が審理されることになる。NetChoice事件と呼ばれる一連の訴訟では、テキサス州法とフロリダ州法の合憲性が争われていた。すでに述べたように、トランプのアカウント停止以降、アメリカには、リベラルなデジタルプラットフォーム事業者が保守的な言論を「検閲」しているという主張が現れてきた。両州はそうした保守的な世論を受けて、ソーシャルメディアによるコンテンツモデレーション——保守派の見方からすれば「検閲」——を規制する州法を制定したのである。Netchoice事件は、そのような州法はプラットフォーム事業者の自主的な編集判断を脅かしているとして、テクノロジー業界団体がテキサス州を訴えたものだった。

従来の言論の自由をめぐる論争や訴訟では、社会にとって有害とされる言論が政府の「検閲」により規制され、それに対して言論の自由を守ろうとするメディアや市民が闘争を挑むことが多かった。ところが、今日では、ソーシャルメディア事業者という私人による「検閲」から利用者の自由を守るために国家により規

³ See, e.g., Jonathan Zittrain, "We Don't Know What We Want": The Tug between Rights and Public Health Online, 61 DUQ. L. REV. 183 (2023).

⁴ Nilay Patel, "Harvard professor Lawrence Lessig on why AI and social media are causing a free speech crisis for the internet," *The Verge*, Oct. 24, 2023. URL=<https://www.theverge.com/23929233/lawrence-lessig-free-speech-first-amendment-ai-content-moderation-decoder-interview>

制を求める側と、そうした国家による規制からプラットフォーム事業者のコンテンツモデレーションという言論の自由を守ろうとする側との闘争が繰り広げられているのである。

つまり今日の言論の自由をめぐる闘争は、古典的な言論の自由をめぐる闘争に比べて、より複雑化した構図を見せている。それに伴い、言論の自由を守ろうとする市民や法律家、知識人の間でも立場が分かれることになる。

例えば、これまでネットの自由を擁護してきたローレンス・レッシングやティム・ウーといったリベラルな法学者が保守的な州政府を支持する側に立って意見書を提出し、驚きをもって受け取られた⁵。一方で、筆者が連邦最高裁の傍聴券を求めて並んだ列で隣になったウィキペディア財団のスタッフは、州法がウィキペディアにも適用される可能性に懸念を示し、州政府による「検閲」規制に反対する姿勢を示していた。ウィキペディア財団は、レッシングらと同じく、ネットの自由を守ろうとする立場だが、保守的な州政府による今回の立法は、むしろネットの自由を脅かすと考えていたのである。

NetChoice 事件の口頭弁論でも、連邦最高裁の判事から「プラットフォーム事業者の権力が強大化する中で、従来の言論の自由に関する判例法理は引き続き妥当するのか」という根本的な疑問が提起された。つまり、プラットフォーム事業者はコンテンツモデレーションの際に、新聞と同じような「編集判断」を行っているのか？——だとすれば、プラットフォーム事業者の編集判断が尊重され、政府が介入することは原則として許されなくなる。それとも、プラットフォーム事業者によるユーザーの投稿したコンテンツの伝達は、コモンキャリア（通信事業者）による郵便の配達や電信・電話の媒介に相当するのか？——だとすれば、利用者の権利や利益を守るため政府がプラットフォーム事業者の行為を幅広く規制できる⁶。

連邦最高裁はその後、7月に NetChoice 事件の判決を下した。その内容は、言論のバランスを図る目的で政府がプラットフォーム事業者のコンテンツモデレーションに規制を課すことに消極的な姿勢を示した上で、審理を尽くさせるために原審に事件を差し戻すというものだった⁷。

NetChoice 事件で問われていたのは、まさしく、デジタル社会において自由を脅かすのは誰か、自由を守るのは誰か、という根本的な問いだった。また、アルゴリズムを用いたコンテンツモデレーションに人間による編集判断と同様に言論の自由が及ぶのかという先端的な問題も問われた。連邦裁判所は、これらの問いに明確に答えることは避けつつ、さしあたり従来の言論の自由の考え方を維持し、政府による規制には懐疑的な姿勢を見せた。結局のところ、Netchoice 事件を通じて提起された論点の決着は先送りにされ、いまなお論争が続いている。

アメリカは、自国のプラットフォームには自由を広く認める一方で、緊張関係にある国の資本の下にあるプラットフォームに対しては、安全保障の見地から強硬な対応をとることもある。2024年4月、TikTok 禁止法が制定された。同法は、安全保障上の脅威を理由に、敵対的な外国の企業が管理するアプリの米国国内での配信を禁じるもので、中国の親会社は TikTok の売却を強いる内容となっている。その後、TikTok は同法の差止めを求め提訴しているが、コロンビア特別区巡回区連邦控訴裁判所は、同法の合憲性を認め、原告の請求を棄却している⁸。

2-3 アメリカ合衆国におけるデータガバナンス

筆者は、米国滞在中に、米国の代表的な情報法・データプライバシー法研究者であるボストン大学の Woodrow Hartzog 教授らの協力と助言を得つつ、仮想世界と現実世界を結びつける媒体であるデータの保護と利活用をめぐるガバナンスについても研究を行った。

米国では、連邦レベルのデータ保護法は実現していない一方で、州レベルでは多数の州で包括的なデータ保護法制が制定されつつある。また、連邦レベルでは、リナ・カーン率いる連邦取引委員会（FTC）により企業の不適正なデータの取扱いに対して FTC 法 5 条に基づく執行が大きな役割を果たしてきた。

⁵ Brief of Law and History Scholars as Amici Curiae in Support of Respondents, *NetChoice v. Paxton*, 603 U.S. (2024). No. 22-555.

⁶ この訴訟の背景と論点について詳しくは、成原慧「米国におけるプラットフォームのコンテンツモデレーションに関する規制と議論の動向」、総務省デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会 WG（第 8 回）、2024 年 3 月 18 日も参照。

⁷ *Moody v. NetChoice*, 603 U.S. __ (2024). URL=https://www.supremecourt.gov/opinions/23pdf/22-277_d18f.pdf

⁸ *TikTok & ByteDance v. Garland*, No.24-1113 (D.C. Cir. Dec. 6, 2024).

また、米国滞在中の10月には、バミューダで開催された世界プライバシー会議にも参加した。会議には、世界各国のデータ保護機関の高官、企業の実務家、研究者らが参加して、データ保護のあり方について国際的な議論が行われた。会議では、AI規制の分野で採用されているリスクベースのアプローチが、データ保護法の世界にも導入されつつあること、日本が提起したData Free Flow with Trustという概念が、外国政府のガバメントアクセスによるプライバシーや安全保障上のリスクを抑制しつつ、越境データ流通を促す理念として多くの国や専門家に支持されるようになってきているとの知見を得ることができた⁹。

2-4 アメリカ合衆国におけるAIガバナンス

2023年10月にバイデン大統領は、「AIの安全、堅牢で信頼に値する開発及び利用に関する大統領令」（以下「AI大統領令」）を発した¹⁰。AI大統領令は、基本的に私人との関係で直接法的拘束力を有するものではなく、関係する連邦政府機関に、AIの安全、堅牢で信頼に値する開発および利用を促進するために必要な指針、標準およびベストプラクティスを策定したり、調査研究や研究開発の支援を行うことを命じるものとなっている。したがって、本大統領令は、バイデン政権のAI規制の全体的な枠組みを定めるものに過ぎず、米国政府のAI規制の詳細は、大統領令に基づいて策定されることになる指針、標準およびベストプラクティス等に委ねられている。

AI大統領令は、インフラにおけるAIの利用に伴うリスクに着目するなど、AIが仮想世界にとどまらず、現実世界のさまざまな場面で活用されることを見越して、関係する連邦政府機関に分野ごとの便益を増進し、リスクを抑制するための指針や基準を策定するよう求めている。

米国のAI規制は、政府による介入を必要最小限にとどめ、民間の自主性を尊重しつつも、安全保障上のリスクに関わる問題などについて、AI開発事業者に政府に対する情報提供を義務づけたり、重要インフラの安全性やセキュリティを確保するためのガイドラインを策定するなど、民間の情報・知識・能力を活用しつつ、政府が機動的に対応することのできる態勢をとっている。そして、トランプ政権への政権交代後も、安全保障関係のAI規制への能動的な姿勢は大きくは変わらないものと思われる¹¹。

2-5 アメリカ合衆国における現実世界と仮想世界の統合的なガバナンス

ハーバードで筆者が目撃したガザ紛争をめぐる学生の抗議活動への大学の対応が示しているように、言論の自由の価値とマイノリティやコミュニティの安全の保護という衝突する価値の間でモデレーションをいかに行うかという問いは、デジタル空間のみならず、大学のような現実世界の場にも突きつけられている。デジタルプラットフォームのコンテンツモデレーションのあり方が多様であると同様に、大学のコンテンツモデレーションのあり方も多様である。学生たちの抗議活動とそれに対する各大学の対応は、大学も多様なプラットフォームであって、それぞれの間でガバナンスのあり方をめぐる「プラットフォーム間の競争」が行われているということを示している。

約9ヶ月半の滞在を通じて、アメリカでは、インターネット上の仮想空間のみならず、現実世界でも、プラットフォームをめぐる闘争が広がっていることを実体験することになった。そして、学生によるガザ紛争をめぐる言論や抗議活動がしばしばソーシャルメディアを通じて行われていることにも現れているように、仮想空間におけるプラットフォームをめぐる闘争と現実空間におけるプラットフォームをめぐる闘争は密接に関わりあっている。

⁹ Global Privacy Assembly Bermuda (Oct. 16-20, 2023).

¹⁰ Executive Order 14110 of Oct. 30, 2023, Safe, Secure, and Trustworthy Development and Use of Artificial Intelligence, 88 Fed. Reg. 75191 (Nov. 1, 2023).

¹¹ 詳しくは、成原慧、実積寿也、小熊美紀「AIをめぐる米国の政策と法的対応—連邦および州の動向—」情報法制研究16号34頁（2024年）参照。

3 欧州における仮想世界／現実世界のガバナンス

3-1 総論

筆者は、ウィーン大学に滞在し、九州大学との協定に基づき学術交流を行ってきたウィーン大学法学部 Department of Innovation and Digitalisation in Law の Nikolaus Forgó 教授らの協力と助言を得ながら、AI 法やデジタルサービス法など EU の立法による仮想世界／現実世界の規制を検討し、仮想空間と現実世界の連携を進める鍵となる AI およびデータのガバナンスのあり方について研究を行った。滞在中、欧州議会選挙後の新たな欧州委員会とそのデジタル政策に関する講演、テクノロジーと倫理に関する講演、法言語学に関するシンポジウムなど、多くの興味深いイベントや講義に出席した。EU のデジタル戦略の下、EU におけるデータ保護法、AI 規制、プラットフォーム規制の発展と、政治的、社会的、哲学的背景を探求した。

3-2 欧州におけるプラットフォーム・ガバナンス

アメリカのデジタルガバナンスがリバタリアン的な市場主導アプローチをとってきたとすれば、欧州のデジタルガバナンスは権利主導アプローチあるいはデジタル立憲主義アプローチをとってきた。すなわち、プラットフォーム規制やデータ保護など欧州のデジタルガバナンスにおいては、国家がプラットフォーム事業者等の権力から市民のプライバシーやデータ保護の権利、表現の自由などの基本権を保護することが重視されてきたのである¹²。

EU では、デジタルサービス法、デジタル市場法などプラットフォーム規制立法が制定され、適用開始されている。これらの立法により、プラットフォーム事業者のコンテンツモデレーションやビジネスのあり方が広く規制されるようになってきている。特に、在外研究中の 2024 年 7 月には欧州議会選挙が行われたこともあり、ロシアによる介入や極右の台頭が懸念される中で、選挙に関する偽情報や影響工作のリスクの監視と抑制が試みられた。欧州議会選挙後に EU の関係者や EU 法の専門家と行った意見交換では、新たな欧州委員会は、ビジネスや安全保障を重視し、環境規制を緩和することが見込まれる一方で、従来と同様に、デジタル分野の政策や規制を積極的に進めていくのではないかとの見通しが示された。

3-3 欧州におけるデータガバナンス

近年の EU では、一般データ保護規則 (GDPR) に加え、データ法、データガバナンス法などデータの活用に向けた法整備が進んでいる。2024 年 7 月には、ブリュッセル自由大学で開催された「プライバシーサマースクール」に参加し、欧州のデータ保護関係の立法の動向と課題を第一線の専門家からレクチャーを受けた。また、各国の法曹界、産業界、政府機関、学界からの参加者とともに、AI 時代におけるデータ保護法が抱える課題、データ保護の国際調和に向けた課題について議論を行った¹³。

同年 9 月には、オーストリア科学アカデミーで開催された EU 域外へのデータ移転に関するシンポジウムにも参加した。シンポジウムでは、欧州および米国の政府、企業、学界の関係者により国境を超えるデータ移転におけるデータの保護と活用のあり方について学際的に議論が行われた。シンポジウムでは、テロなど安全保障上のリスクの抑制とデータ保護の権利をいかに両立させていくかという課題が議論された。米国政府による安全保障目的での欧州市民のデータの収集・利用に対して、欧州のデータ保護当局や欧州司法裁判所がいかに実効的な統制を働かせることができるのか、各国の間でデータの保護と流通のためにいかなる協調関係を築いていくことができるか議論された。また、中国など政治体制を異にする国による監視や情報アクセスのリスクへの対処のあり方についても議論が行われ、地政学的リスクへの注目が高まっていることが垣間見られた¹⁴。

3-4 欧州における AI ガバナンス

EU では、AI 法が制定され、同法の適用開始に向けた検討が本格化している。AI 法は、リスクベースのアプローチを採用している。許容できないリスクを有する AI システムは、禁止される (5 条)。一方、AI システムが医療機器や産業機械として提供・利用され、EU 法に基づく第三者認証の対象となる場合には、高リス

¹² Anu Bradford, *Digital Empires: The Global Battle to Regulate Technology* (Oxford University Press, 2023).

¹³ Brussels Privacy Hub, *Summer Academy for Global Privacy Law 2024, The Future of Data Protection: Navigating Between Data Regulations, Data Spaces and Data Dogmas*.

¹⁴ University of Vienna, *Transferring data out of the European Union* (Sep. 18, 2024).

ク AI (6 条) として規制対象になる。この場合、AI システムのライフサイクル全体にわたるリスク評価、管理、訓練等に用いられるデータのガバナンス・管理、技術文書の作成、ログの記録、透明性の確保と情報提供、人間による監督、セキュリティの確保などの義務が課せられる (8 条～27 条)。汎用目的の AI 及び生成 AI については、透明性の確保のための規制が導入されている。そして、限定されたリスクしか有さない AI システムについては、最小限の透明性の確保が要求されている。現在、関係する各国のステークホルダーや有識者が参加して、AI 法に基づく汎用目的 AI の提供者の義務を具体化する実務規範および行動規範の策定が進められている。

AI 法は、「許容できないリスク」を有する AI として、年齢、障害または一定の社会的もしくは経済的状況による個人または集団の脆弱性を搾取する AI (5 条 1 項(b)) の販売等を規制するとともに、将来における高リスク AI のリストの見直しの際の考慮要素として人間の脆弱性を挙げ (7 条(h))、基本権リスク評価においても脆弱性の評価・軽減を求めている (27 条)。これらの規制から見て取ることのできるように、AI 法は、AI の生み出す文脈的・関係的な脆弱性から個人を保護するための規制を導入していると評価することができるだろう。すなわち、AI 規制は、デジタル化により増幅されつつある社会生活における他者への依存による権力の不均衡とそれに伴う危害を受けるリスクの高さから個人を保護しようとしているのである¹⁵。こうした個人の脆弱性は、仮想世界と現実世界の連携・融合により一層複雑化し拡大することが見込まれるだろう。

3-5 欧州における現実世界と仮想世界の統合的なガバナンス

欧州でも現実世界と仮想世界の融合に対応した統合的なガバナンスの構築が進められている。EU では、データ法が制定され、IoT (物のインターネット) を通じて収集・生成されるデータを念頭に、IoT 端末機器の利用者が自らの端末機器の生成したデータへのアクセス権が認められるとともに、利用者、データ保有者、他の事業者とのデータの円滑な共有を促すための仕組みが整備されるようになっている。データ法に基づく利用者の IoT データへのアクセス権は、IoT に接続した物は、もはや物自体で完結することなく、その機能がデータに依存することになっている状況に鑑み、現実世界と仮想世界の融合した世界において従来の物に対する所有権 (物を自由に使用・収益・処分する権利) を補完する権利として理解することも可能であろう。

また、データ保護法によるデータ保護を前提として、データの活用や共有を進めるための仕組みとして、欧州ヘルスデータスペース (EHDS) など、分野ごとのデータスペースの構築も進められている。

3 結論

以下では、一連の在外研究の成果を踏まえ、デジタル時代における仮想世界／現実世界のガバナンスの制度設計のおおよその枠組みと指針原理を提示したい。

仮想世界と現実世界の連携・融合が進む中で、両者の結節点となるデータの収集・利用・流通をコントロールするプラットフォーム事業者の役割が高まることが見込まれる。プラットフォーム事業者によるコンテンツモデレーションやデータの集積・体系的処理は、仮想世界および現実世界においてプラットフォームを利用する他の事業者や消費者の表現の自由、経済活動の自由、プライバシーを実質的に大きく左右するようになっている一方で、透明性や適正手続の不十分性といった問題を抱えている。プラットフォーム事業者によるコンテンツモデレーションやデータの集積・体系的処理に対しては、憲法上の表現の自由やプライバシーの価値も考慮しつつ、通信法、プラットフォーム規制法、競争法を適切に運用し、連携させることにより、また、社会生活の各領域のデジタル化の進展に応じて、関係する業法の改正など立法措置を講じることにより、適正化・透明化していくことが求められるだろう。

仮想世界と現実世界の連携・融合を円滑に進めるためには、米国の AI 大統領令が企図したように、AI が実装される現実世界のさまざまな分野の便益やリスクに専門的知見を有する関係するさまざまな行政機関の力を借りて多元分散的に規制を行うことが合理的であろう。また、仮想世界と現実世界の連携・融合の進展する世界において個人の権利を十全に保護するためには、EU のデータ法が企図するように、IoT 機器に関連するデータについて利用者のアクセス権を認めることなどにより、IoT などの情報システムに物が依存するようになっている中で利用者の物に対する所有権の機能を補完することも求められるだろう。また、IoT

¹⁵ Gianclaudio Malgieri, *Human vulnerability in the EU Artificial Intelligence Act*, OUPblog(May 27, 2024), <https://blog.oup.com/2024/05/human-vulnerability-in-the-eu-artificial-intelligence-act/>

やAIを通じた仮想世界と現実世界の連携・融合を促すための基盤として、医療や交通など分野ごとのデータ空間の構築を進めていくことも必要となるだろう。

【参考文献】

- Anu Bradford, *Digital Empires: The Global Battle to Regulate Technology* (Oxford University Press, 2023).
 Jonathan Zittrain, "We Don't Know What We Want": The Tug between Rights and Public Health Online, 61 DUQ. L. REV. 183 (2023).
 成原慧「プラットフォームをめぐる闘争——とある情報法研究者のアメリカ滞在記」Web ゲンロン(2024年 11 月 25 日)、https://webgenron.com/articles/article20241125_01
 成原慧、実積寿也、小熊美紀「AI をめぐる米国の政策と法的対応—連邦および州の動向—」情報法制研究 16 号 34 頁(2024 年)
 成原慧「プラットフォームと安全保障」ジュリスト 1603 号 51 頁(2024 年)
 成原慧「e スポーツにおけるルールの形成とエンフォースメント」法律時報 96 巻 8 号 69 頁(2024 年)
 成原慧「プライバシーを蝕む情報産業の権力の法社会学的分析」アメリカ法 2023-2 号 219 頁(2024 年)

〈発表資料〉

題 名	掲載誌・学会名等	発表年月
AI をめぐる米国の政策と法的対応	情報法制研究 16 号	2024 年 12 月
プラットフォームと安全保障	ジュリスト 1603 号	2024 年 11 月
民事判決情報データベース化・オープンデータ化の意義と課題	法の支配 215 号	2024 年 10 月
Algorithmic Regulation in Japan	2024 ICON-S Annual Conference	2024 年 7 月
e スポーツにおけるルールの形成とエンフォースメント	法律時報 96 巻 8 号	2024 年 7 月
プライバシーを蝕む情報産業の権力の法社会学的分析	アメリカ法 2023-2 号	2024 年 5 月
米国におけるプラットフォームのコンテンツモデレーションに関する規制と議論の動向	総務省デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会 WG (第 8 回)	2024 年 3 月
Digital Platform Governance after the Pandemic and Other Crises: From a Japanese Perspective	Harvard-Yenching Institute Visiting Scholars Talks	2024 年 3 月
Personal Autonomy and Machine Autonomy in Human-Robot Interaction	ALSA 2023 Law and Technology Conference	2023 年 12 月